

令和7年3月

お客様各位

福島日石株式会社

【LP ガス料金請求表示項目変更のお知らせ】

平素より、弊社のLPガスをご利用いただき、誠にありがとうございます。

このたび、令和7年4月2日より、液化石油ガス法施行規則の改正に伴い、これまで採用しておりました二部料金制から三部料金制の義務化へ移行となりますので、お知らせいたします。

今回の制度変更は、お客様に適正な料金体系を提供し、料金の透明性を高めることを目的としたことです。ご利用料金は、以下の3つの項目に整理してご通知いたします。

三部料金制度の表示項目（詳細）

1. 基本料金：

LPガス容器・調整器・高圧ホース・ガスメーター・供給側配管などの設備等の費用や設備点検並びに設備の維持管理や保安管理の費用など、消費量の多少に関係なく生じる固定的な費用をご負担いただくものです。

2. 従量料金：

LPガスの原料費、LPガス配送費などを使用量に応じた段階的な料金をご負担いただくものです。

3. 設備料金：※改正表示項目

お客様と個別契約に基づき、貸与しているガス設備・器具の維持管理などの利用料金を毎月ご負担いただくものです。貸与該当がなければ0及び該当なしと表示いたします。

※ 該当なし表記について、液石法規則改正により2025年4月2日以降の新規契約は該当なしとなり、弊社システム上の記載は0表記となります。

※ 尚、LPガスの料金請求表示項目変更にあたりLPガス料金の総額に変更はありません。

ご不明な点や詳細につきましては、ご契約頂いております事業所窓口までお問い合わせください。これまで以上に安心・安全にご利用いただけますよう努めてまいります。今後とも、弊社のLPガスをご愛顧賜りますようお願い申し上げます。

敬具